

岐阜市文化産業交流センター電気需給仕様書

1 概要

- (1) 件名 岐阜市文化産業交流センターで使用する電気
- (2) 供給場所 岐阜市橋本町一丁目 10 番地 11
- (3) 供給建物 岐阜市文化産業交流センター
- (4) 業種及び用途 官公庁（コンベンション施設）

2 仕様

(1) 供給電気方式等

- ア 電気方式 交流 3 相 3 線式 1 回線受電
- イ 受電電圧（標準電圧） 6,600 V
- ウ 計量電圧（標準電圧） 6,500~6,600 V
- エ 標準周波数 60 Hz
- オ 非常用自家発電設備 500kVA×1 機
- カ 無停電電源装置 直流電源装置 整流器盤 TR-SNTR10030
AC 入力 3Ph 3W 210V DC 出力 120.4V 30A
制御弁式据置鉛蓄電池 MSEX-200※54 セル
DC108V 200Ah/10 時間率

(2) 予定契約電力、 予定使用電力量等

別紙の通り

(3) 供給期間

令和 4 年 4 月の検針日から令和 9 年 3 月の検針日の前日まで

(4) 電力量計の検針

- ア 自動検針装置 有
- イ 受注者の検針方法 通信設備を通じての自動検針とする。
ただし財産については岐阜市を供給区域とする
一般送配電事業者のものである。

(5) 需給地点及び責任分界点 53 ハ 33 キ 開閉器箱（ガス 4 端子）負荷側

(6) 供給期間中の電力の契約に影響するような電気設備の変更予定なし

(7) 耐雪用電力、自家発補給電力等の付帯契約なし

3 その他特記事項

(1) 電気料金の計算方法

- ア 1 月（前月の検針日から当日の検針日の前日までの期間）ごとに算定する。
- イ 基本料金 = 基本料金契約単価 × 契約電力 × (185% - 力率)
- ウ 電力量料金 = (電力量料金単価 × 使用電力量) + (燃料費調整単価 × 使用電力量)

- エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金＝
再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量
- オ 毎月の電気料金＝基本料金+電力量料金+再生可能エネルギー発電促進賦課金
(消費税及び地方消費税相当分を含む)
- カ 燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価及び適用期間は、
原則、岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者に準ずることとする。
- キ 契約電力及び最大需要電力の単位は、キロワットとしその端数は、小数点以下第1位で
四捨五入する。
- ク 使用電力量の単位は、キロワット時とし、その端数は、小数点第1位で四捨五入する。
- ケ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点第1位で四捨五入する。
- コ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てる。
- (2) 毎月の請求書等は、岐阜文化産業交流センターへ送付すること。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、発注者受注者協議の上定めるものとする。

予定電力使用量等

年間使用電力量 (kwh)			
平日 (その他季)	平日 (夏季)	休日	合計
4 3 3, 0 3 9	2 1 2, 4 5 9	3 5 5, 6 1 9	1, 0 0 1, 1 1 7

※予定契約電力は381kwとする。

※予定平均力率は100%とする。

※いずれも予定数量であり、実際の取引においては検針による。また、発注者の都合により予定数量を上回り、又は下回ることができる。

※夏季は7月1日から9月30日までの期間、その他季は夏季以外の期間とする。

※休日とは、土曜、日曜、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、5月2日、12月30日および12月31日をいう。平日とは、休日以外の日とする。